

横浜市安全・安心な商店街づくり事業補助金交付要綱

制 定 平成 17 年 6 月 16 日 経観商第 57 号（局長決裁）

最近改正 令和 5 年 3 月 31 日 経商第 1605 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、商店会が防犯パトロールを実施している場合に、商店会の維持管理する街路灯の電気・ガス料金に対し安全・安心な商店街づくり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、商店会の発展、道路交通の安全や地域防犯対策及び都市美化に寄与することを目的とする。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「商店街」 小売業、飲食業、サービス業等が集積している地域とする。

(2) 「商店会」 次に掲げる横浜市内に存する団体とする。

ア 商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)に基づき設立された商店街団体

イ 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に基づき設立された商店街団体

ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に基づき設立された商店街団体

エ 別表 1 に掲げる要件をすべて満たした任意の商店街団体であって、管理能力を有すると判断され得る団体（「権利能力なき社団」最高裁昭和 39 年 10 月 15 日判例）

(3) 「防犯パトロール」 商店街の安全・安心を保持するために、商店会単独で、もしくは自治会・町内会等の地域団体（以下「自治会等」という。）とともに、商店街を含む近隣地域を定期的に巡回することとする。

(4) 「街路灯」 主に商店街内の道路交通の安全性と快適性を向上させるために設置された照明器具（アーケードやアーチ等、直接・間接を問わず、点灯していることにより歩行者等の通行の安全性を確保し、防犯の役割を果たしていると認められる照明器具を含む。）のこととする。

(5) 「当該年度」 補助対象期間の末日が属する年度のこととする。

(補助事業者等の範囲)

第3条 この要綱における補助事業者等は、前条第2項第2号に定める商店会のうち、次の各号を満たす者とする。

- (1) 街路灯を維持管理していること
- (2) 商店街の店舗閉店後も街路灯を点灯していること
- (3) 前2号に規定することを当該年度の12月末日まで継続して実施していること。ただし、安全対策上等、やむを得ない事情により街路灯を撤去・消灯した場合はこの限りでない。
- (4) 商店会が、もしくは自治会等とともに別表2の実施回数に定める回数以上防犯パトロールを行っていること。

(補助対象経費)

第4条 この要綱における補助対象経費は、商店会が維持管理し、かつその料金を負担している街路灯の電気・ガス料金(消費税も対象)とする。ただし、この要綱によらない他の横浜市等の補助制度により、当該電気・ガス料金の補助を受ける場合は、補助の対象外とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、自治会等と共同で街路灯の維持管理を行っている場合において、自治会等と商店会との間で相互の経費負担額等について覚書等により確認がなされ、市長が特に認めた場合に限り、当該商店会の経費に相当する分を補助対象経費とする。
- 3 補助率及び補助限度額は、別表3に定めるとおりとする。ただし、補助金額の算出に当たり千円未満の端数が生じた場合は、千円未満の端数を切り捨てる。
- 4 補助対象期間は、当該年度の初日の属する年の1月分から同年12月分までとする。

(交付制限)

第5条 商店会がこの要綱に定める補助金の交付を受けることができる回数は、補助対象期間内に1回とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする商店会は、安全・安心な商店街づくり事業補助金交付申請書(第1号様式。以下「補助金交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 安全・安心な商店街づくり事業実績報告書(第1号様式の2)及び防犯パトロール活動実績書(第1号様式の3)
- (2) 定款又は規約等の写し
- (3) 補助対象期間の電気・ガス料金領収証等の写し又は支払い証明書等支払いを証明する書類の写し(事業開始が補助対象期間の途中からの場合は、開始した月から12月までの写し)

- (4) 街路灯等の位置図
 - (5) その他、市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する補助金交付申請書の提出期日は、当該年度の1月末日とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定により、補助金の交付を受けようとする補助事業者等が申請を行うに当たって消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定及び交付額確定通知）

- 第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、審査及び必要な調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、補助金の交付額を確定するものとする。
- 2 市長は前項の決定をする場合において、補助金の目的を達成するために次の条件を付するものとする。
- (1) この補助金は、安全・安心な商店街づくり事業のみに充当し、他の目的に使用しないこと。
 - (2) 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときには、全額又は一部の返還を求められることがある。
 - (3) 必要があると認められるときは、調査し、又は報告を求めることがある。
- 3 市長は、第1項の決定をしたときは、安全・安心な商店街づくり事業補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書（第2号様式）により、前条の補助金交付申請書等を提出した商店会に対し、その旨を通知するものとする。
- 4 市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、安全・安心な商店街づくり事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、前条の補助金交付申請書等を提出した商店会に対し、その旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条第3項に規定する通知書を受けた商店会が、補助金規則第9条第1項の規定により申請の取下げをする場合は、当該通知書を受けた日から30日以内に市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(補助金交付決定の取消し)

第9条 市長が補助金規則第19条第1項の規定に基づき補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、安全・安心な商店街づくり事業補助金交付決定取消通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 第7条第3項に規定する通知書を受けた商店会が、補助金の交付を受けようとするときは、安全・安心な商店街づくり事業補助金交付請求書(第5号様式。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による請求書を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(関係書類の保存期間)

第12条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

(補助金の返還等)

第13条 市長は、第9条の取り消しによる補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 返還金の納付が確認できない場合は、当該商店会に交付すべき安全・安心な商店街づくり事業補助金があるときは、その交付を一時停止するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、安全・安心な商店街づくり事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第6号様式)により、速やかに市長に対して報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、経済局長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月12日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱中、第4条の規定に係る改正規定は平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成24年度においては、第4条中「1月1日から同年12月末日まで」とあるのは「4月1日から同年12月末日まで」と、別表2備考1中「1月1日時点で」とあるのは「当該年度の4月1日時点で」と読み替えるものとする。

(経過措置)

2 この要綱施行前に、改正前の要綱第9条第2項に規定する補助金交付決定通知書を受けた商店街については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年12月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年5月20日から施行する

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年11月11日から施行する

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行前に、改正前の要綱第7条第3項に規定する補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書を受けた商店会については、なお従前の例による。

別表1（第2条第2項第2号エ）任意の商店街団体（「権利能力なき社団」（最高裁昭和39年10月15日判例））

1	団体の規約において、構成員の加入及び脱退並びに団体の解散の手続を定めているほか、団体の事務局・事務所の所在地が明記されていること
2	団体の規約において、意思決定について多数決の原則が明記されていること
3	構成員の変更が団体の存続に影響されないこと
4	団体の規約において、代表者の選出方法やその役割について定めがあること
5	団体の規約において、招集方法や定足数、議長の選出方法、議決事項、議事録の作成保管方法その他総会の運営方法について定めがあること
6	団体の規約において、所有する財産に対する責任の負い方その他財産の管理方法について定めがあること

別表2（第3条第1項第4号）

事業を開始した日の属する月	実施回数	事業を開始した日の属する月	実施回数
1月	5回	7月	2回
2月	5回	8月	2回
3月	4回	9月	2回
4月	4回	10月	1回
5月	3回	11月	1回
6月	3回	12月	1回

(備考)

「事業を開始した日の属する月」とは、補助対象期間途中で街路灯を新設した場合はその新設した日の属する月を、商店会を設立した場合はその設立した日の属する月をそれぞれいう。

別表3（第4条第3項）

補助対象経費	補助率	補助限度額
年間電気・ガス料金	1 / 2	50万円

安全・安心な商店街づくり事業補助金交付申請書

(申請先)

横 浜 市 長

(申請者)

〒

住 所

団 体 名 等

役 職 等

代 表 者 氏 名

(電話:)

安全・安心な商店街づくり事業補助金の交付を受けたいので、横浜市安全・安心な商店街づくり事業補助金交付要綱第6条第1項に基づき、関係書類を添付し申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市安全・安心な商店街づくり事業補助金交付要綱を遵守します。

1 補助対象事業の実施内容

安全・安心な商店街づくり事業実績報告書（第1号様式の2）及び防犯パトロール活動実績書（第1号様式の3）のとおり

2 補助金交付申請額（限度額を超える場合は限度額）

¥ _____ . _____

* 補助限度額 500,000 円

* 1,000 円未満切捨て

3 添付書類

(1) 安全・安心な商店街づくり事業実績報告書（第1号様式の2）及び防犯パトロール活動実績書（第1号様式の3）

(2) 定款又は規約等の写し

(3) 補助対象期間の電気・ガス料金領収証等の写し又は支払い証明書等の写し

(4) 街路灯等の位置図

(5) その他、市長が必要と認める書類

第1号様式の2（第6条第1項第1号）

安全・安心な商店街づくり事業実績報告書

安全・安心な商店街づくり事業を次のとおり実施しましたので、報告します。

1 街路灯の維持管理の状況					
電気・ガス料金 年間合計		円			
内 訳	月	1	2	3	4
	金額				
	月	5	6	7	8
	金額				
	月	9	10	11	12
	金額				
街 路 灯	基	年間を通じた街路灯の閉店後の点灯の有無 ※該当するものに○印をつけて下さい		点灯した ・ 消灯した	
ア ー チ	基				
ア ー ケ ード	灯				
そ の 他					
2 防犯パトロールの実施状況					
実施状況		規定回数以上	実施した ・ 実施していない		
実施内容		防犯パトロール活動実績書(第1号様式の3)に記載			
3 電気等料金に係る収支決算					
収 入			支 出		
	金額(円)	説明		金額(円)	説明
会 費			電気等料金		
補 助 金					
そ の 他					
合 計			合 計		

第1号様式の3（第6条第1項第1号）

防犯パトロール活動実績書

※ 具体的に実施日や活動内容、実施場所（商店街及びその周辺区域）、参加人数、その他活動中にあった出来事などを記入し、報告してください。

実施年月	活動内容・場所・参加人数 等

様

横浜市長 印

安全・安心な商店街づくり事業補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書

年 月 日に申請のありました安全・安心な商店街づくり事業補助金については、次の条件を付して交付することに決定しましたので通知します。

1 交付決定額兼交付確定額

¥ _____ . -

2 交付の条件

- (1) この補助金は、安全・安心な商店街づくり事業のみに充当し、他の目的に使用しないでください。
- (2) 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときには、全額又は一部の返還を求めることがあります。
- (3) 上記補助金交付確定額に消費税及び地方消費税が含まれており、この通知書による補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告によって補助金に係る仕入控除税額が確定した場合は、「安全・安心な商店街づくり事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」（第11号様式）により速やかに市長に報告し、当該仕入控除税額の全部又は一部を返還していただくこととなります。
- (4) 必要があると認められるときは、調査し、又は報告を求めることがあります。
- (5) 本件関係書類は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存してください。

3 補助金の交付時期

貴団体から適法な請求書を受理した後30日以内に交付します。

担当：

電話：

第 年 月 日
号 日

様

横浜市長 印

安全・安心な商店街づくり事業補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました安全・安心な商店街づくり事業補助金については、交付しないことと決定しましたので通知します。

1 不交付の理由

担当：
電話：

第 年 月 日 号

様

横浜市長 印

安全・安心な商店街づくり事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日に 第 号により交付決定しました安全・安心な商店街づくり事業補助金については、次の理由により補助決定の（全部・一部）を取り消すこととしましたので通知します。

1 取消の理由

担当：

電話：

年 月 日

安全・安心な商店街づくり事業補助金交付請求書

(提出先)
横 浜 市 長

(請求者)

〒

住 所

団 体 名 称

役 職 名

フリガナ

代表者氏名

印 ※1

(電話：)

年 月 日 第 号で交付決定兼交付額確定通知のありました安全・安心な商店街づくり事業補助金を請求します。

補助金請求額 ￥ _____ . -

補助金振込先金融機関

金融機関の名称		支店等の名称	
	銀 行 信用金庫		支 店 出張所
預金種別	普通 当座	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

- * 1 請求者と口座名義人が同じ場合は、押印を省略できます。
請求者と口座名義人が異なる場合は、上記の「代表者氏名」欄の右に押印の
うえ、下記に記名・押印をお願いします。

請求補助金については、上記口座に振り込んで下さい。

団 体 名 称

役 職 名

代表者氏名

印

